平成２１年（フ）第８３２９号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―632号
債務者　平尾　雅宏
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４３１号
大阪府豊中市上新田４丁目16番10号
債務者　樫　　結子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６２９号
大阪府守口市日光町５番11―205号
債務者　吉田　紀子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６８２号
大阪市淀川区西宮原３丁目２番４号　コーポ都201号
債務者　加藤　清澄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１４４号
大阪府箕面市牧落１丁目５番19号
債務者　北風　澄子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３６８号
大阪市此花区高見１丁目７番15―2506号
債務者　新井和美こと　呉　　和美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３７５号
大阪市東住吉区今林２―３―26、住民票上の住所大阪市平野区平野馬場１丁目３番31号
債務者　加藤　敦子（旧姓八谷）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４４９号
大阪市西淀川区歌島４丁目８番２―504号
債務者　岡久　周嗣
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５０号
大阪市西淀川区歌島４丁目８番２―504号
債務者　岡久　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６１３号
大阪市生野区中川６丁目７番21号
債務者　木村光子こと　高　　光子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６３３号
大阪市北区中崎２丁目２番12―307号
債務者　上野久美子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７２４号
大阪府豊中市夕日丘１丁目１番１号　夕日丘ハイツ２階、住民票上の住所大阪府豊中市本町３丁目７番76号
債務者　田尻　郁雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７２５号
大阪府枚方市招提大谷３丁目40番４―605号
債務者　筒井　　厚
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７３０号
大阪府吹田市片山町４丁目41番５号
債務者　有村　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７４１号
大阪市東住吉区南田辺３丁目25番18―210号
債務者　石井　和彦
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７６４号
大阪市住之江区西加賀屋１丁目２番56―1211号
債務者　藤本香世子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８０３号
大阪府豊中市三和町２丁目６番10号
債務者　赤松真由美（旧姓原村）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８０８号
大阪市北区長柄東３丁目２番４―1202号
債務者　山下　弘通
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部